

種苗法改正に伴う高知県育成品種の対応方針をお知らせします ～令和4年4月1日から自家増殖の取扱いが変わります～

1 種苗法改正の概要

○登録品種について、海外への種苗の持ち出し等の利用が制限されます。

- ・ 「海外持出禁止」の条件を定めた登録（登録出願中を含む）品種について、海外への種苗の持ち出しが制限されます。
- ・ 令和3年4月1日以降に出願する品種については、国内での栽培地域が制限されます。
- ・ 令和4年4月1日以降、登録品種の自家増殖※¹ は、育成者権者の許諾が必要となります。

※1 自家増殖とは、農業者が、種苗を用いて収穫物の一部を自己の農業経営において更に種苗として用いる行為をいう。

○登録品種への表示が義務化されます。

- ・ 登録品種の種苗を、業として譲渡・販売する際は、「登録品種であること」や「輸出の制限及び栽培地域の制限があること」の表示を付すことが義務となります。

2 高知県育成品種※²の取扱い

※2 高知県が出願中の品種及び育成者権を有する登録品種

表 区分ごとの対応

（品種毎の対応区分については、別表をご覧ください）

区分	手続き	利用料
許諾手続不要品種	不要	不要
許諾手続必要品種	要	品種毎に決定する
自家増殖禁止品種	—	—
共有品種	品種毎に決定する	

- ① 県育成品種の種苗を海外に持ち出すことを禁止します。

- ② 今後の出願品種については、高知県内での栽培に限定します。
なお、既存の県育成品種は、種苗販売業者等との契約において、栽培地域が県内に限定されています。

- ③ 県育成品種の自家増殖の対応区分を決定しました。
（右表のとおり）

- ④ 対応区分のうち、許諾手続不要品種に該当するものについては、
県内生産者が下記【自家増殖における遵守事項】を遵守することを条件に、今まで通り、手続き及び利用料不要とします。

【自家増殖における遵守事項】

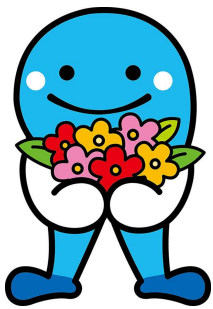
※ 県内生産者に限り、自家増殖をした時点で、この遵守事項に同意されたものとみなします。

- （1）自家増殖により得た種苗のうち自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。
- （2）自家増殖により得た種苗は、品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切に選別し、利用すること。
ただし、利用した種苗によってその品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、遅滞なく県に報告すること。
- （3）自家増殖により得た種苗は、有償又は無償にかかわらず第三者に譲渡しないこと。
- （4）県育成品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- （5）自家増殖について県が調査する場合には、協力すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、県育成品種の自家増殖に関係する事項については、県の指示に従うこと。

【問合せ先】

（知的財産担当）
高知県商工労働部商工政策課
電話：088-823-9789
FAX：088-823-9261
E-mail:151401@ken.pref.kochi.lg.jp

（県育成品種担当）
高知県農業振興部環境農業推進課
電話：088-821-4861
FAX：088-821-4536
E-mail:160501@ken.pref.kochi.lg.jp



別表 高知県育成品種の自家増殖に係る取扱一覧表 (令和4年4月1日施行時点)

区分	植物の 種 類	品種の名称	登録番号 (出願番号)	登録年月日 (出願年月日)	海 外 持ち出し	栽培地域 の制限	自家増殖		
							可否	許諾 手続	利用料
(1)許諾手続 不要品種※1	稲	風鳴子	12563	H17. 1. 19	制限する	有(県内)※2	可※3	不要	不要
		南国そだち	18112	H21. 3. 19	制限する	有(県内)※2	可※3	不要	不要
		よさ恋美人	(32768)	(H30. 1. 15)	制限する	有(県内)※2	可※3	不要	不要
		土佐麗	(33546)	(H30. 12. 12)	制限する	有(県内)※2	可※3	不要	不要
	ナシ	龍水	23911	H27. 3. 3	制限する	有(県内)※2	可※3	不要	不要
(2)許諾手続 必要品種	現時点では、該当 品種なし								
(3)自家増殖 禁止品種	シントウ	土佐じし ビューティー	11955	H16. 3. 15	制限する	有(県内)※2	否	—	—
		土佐じし スリム	17963	H21. 3. 19	制限する	有(県内)※2	否	—	—
	トウガラシ (台木)	チャガマラン	24597	H27. 11. 20	制限する	有(県内)※2	否	—	—
	ナス	土佐鷹	18148	H21. 3. 19	制限する	有(県内)※2	否	—	—
		慎太郎	21188	H23. 10. 5	制限する	有(県内)※2	否	—	—
		なつのすけ	21284	H23. 12. 20	制限する	有(県内)※2	否	—	—
	ナス (台木)	台二郎	11853	H16. 3. 9	制限する	有(県内)※2	否	—	—
	ピーマン	トサヒメR	9922	H14. 3. 15	制限する	有(県内)※2	否	—	—
		トサミドリ	17962	H21. 3. 19	制限する	有(県内)※2	否	—	—
(4)共有品種	ミカン	上村早生	22557	H25. 4. 18	制限する	有(県内)※2	※4		
	文旦	ボナルーナ	(35155)	(R2. 12. 28)	制限する	検討中	※4		

※1 県内生産者に限り、下記の遵守事項を遵守することを条件として、自家増殖に係る利用許諾の手続き不要で自家増殖をすることができる。

- 【自家増殖における遵守事項】※ 県内生産者に限り、自家増殖をした時点で、この遵守事項に同意されたものとみなします。
- (1)自家増殖により得た種苗のうち自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。

(2)自家増殖により得た種苗は、品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切に選別し、利用すること。
ただし、利用した種苗によってその品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、遅滞なく県に報告すること。

(3)自家増殖により得た種苗は、有償又は無償にかかわらず第三者に譲渡しないこと。

(4)県育成品種の種苗を海外に持ち出さないこと。

(5)自家増殖について県が調査する場合には、協力すること。

(6)前各号に掲げるもののほか、県育成品種の自家増殖に係る事項については、県の指示に従うこと。

※2 種苗法に基づく制限によるものではなく、品種利用契約による制限である。

※3 県外生産者は、当該県育成品種に係る自家増殖を認めない。

※4 当該共有品種の自家増殖の取扱いについては、県に問い合わせをすること。